

# 主要事項のとりまとめ案

## (地方税)

- 個人所得課税（個人住民税）
- 資産課税（固定資産税）

## 個人所得課税（個人住民税）

1. 成年扶養控除については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、障がい者等、65 歳以上の高齢者、学生について引き続き扶養控除の対象とし、また、合計所得 400 万円以下の納税者（扶養者）については、引き続き扶養控除を適用する。  
上記以外の場合については、控除を廃止する。
2. 配偶者控除については、その存廃を含む抜本的な見直しについて、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化、税体系上の整合性の観点等を踏まえながら、所得税と同様に、今後、さらに検討を行う。
3. 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討する。
4. 退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除については、廃止する。
5. 金融証券税制（P）

（注）所得税の給与所得控除、退職所得の 2 分の 1 課税については、個人住民税に自動影響。

## 資産課税（固定資産税）

- 新築住宅等に係る減額措置については、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることを踏まえつつ、優良な住宅ストック重視の観点から、24年度改正までに真摯に議論し、結論を得る。